

海老名市道路里親制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民が身近な公共空間である市道の里親となり、自発的な活動により市道の美化及び保全活動を行なう海老名市道路里親制度（以下「制度」という。）を実施することにより、地域に対する愛着及び誇りを育み、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（対象）

第2条 制度に基づく活動を行なうことができるもの（以下「活動団体」という。）は、自治会、子供会、老人会、商店会、企業、NPO、有志団体等の団体で、かつ、当該団体の構成員が原則として5名以上の団体とする。

（制度の実施方法）

第3条 制度は、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。

- （1） 活動団体が、自ら区域及び活動方法を定めて市長に申し出る方法。
- （2） 市長が、区域及び活動内容を定めて活動団体を募集する方法。

（合意）

第4条 活動団体になろうとするもの（以下「申請団体」という。）は、海老名市道路里親制度活動申出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出の内容が適当であると認めるときは、申請団体と海老名市道路里親制度活動合意書（第2号様式）（以下「合意書」という。）を取り交わすものとする。

3 活動団体は、合意書の内容に変更が生じた時は、速やかに市長に届け出なければならない。

（活動内容等）

第5条 活動団体は、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1） 草花の植付け等の植栽活動
- （2） 道路施設等の損傷等の情報提供

- (3) 道路等の清掃活動
 - (4) 道路施設内の除草活動
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、道路施設等の美化に有効な活動
- (市の支援)

第6条 市長は、活動団体に対し、予算の範囲内において次に掲げる支援を行なうものとする。

- (1) 活動支援費等の支給
- (2) ボランティア保険への加入
- (3) 活動表示看板の支給
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美化活動に必要であると市長が認める支援

2 前項第1号に規定する活動支援費等の額及び支給方法は、市長が別に定める。

(活動計画及び報告)

第7条 活動団体は、合意書の締結後、速やかに当該年度の制度の実施に係る海老名市道路里親制度活動年間計画書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 活動団体は、当該年度の活動状況を海老名市道路里親制度活動年間報告書（第4号様式）により年度の末日までに市長に報告しなければならない。

(安全の確保等)

第8条 活動団体は、活動にあたっては、事故やけがのないよう安全に十分注意しなければならない。

2 活動団体は、活動中に事故等が発生した場合は、直ちに市長に報告するものとする。

(合意の解消)

第9条 活動団体は、合意の解消を希望するときは、海老名市道路里親制度活動辞退届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、合意を解消することができる。

- (1) 前項に規定する届出があったとき。
- (2) 活動団体の活動内容が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 活動団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行なったとき。
- (4) 活動団体の活動区域を新たな公共目的に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(連絡調整)

第10条 制度の円滑な実施のために必要な関係機関との連絡調整は、道路維持管理業務を所管する部が行なうものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。